

# ゼロメートル地帯の命を守る防災対策検討会 規約

## (名称)

第1条 本検討会は、「ゼロメートル地帯の命を守る防災対策検討会」(以下「検討会」という)と称する。

## (目的)

第2条 江東デルタ地帯は、その大部分がゼロメートル地帯であり、大規模な氾濫が発生した場合、長期間かつ広範囲に浸水被害が生じる。その対応として、住民の命を守るためには、関係機関が連携し、一刻も早い氾濫水排水と、それを踏まえた避難(緊急安全確保等)及び救助・物資提供を行う必要がある。そのため、これらを円滑に行うために、今、大規模な氾濫が発生した場合を想定し、効率的な氾濫水排水のオペレーション、避難及び救助・物資提供に資する考え方・留意点等を検討することを目的とする。なお、本検討は、他地区での同様の検討に資することを念頭に、江東デルタ地帯をモデル地区としてとりまとめることとする。

## (検討会の構成)

第3条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会には座長を置くものとし、関東地方整備局河川部長が務める。
- 3 座長は議事を運営する。
- 4 検討会には、第1項による者のほか、必要に応じて別紙に掲げる者以外の者の参加させることができる。
- 5 検討会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

## (議事の公開)

第4条 検討会の配付資料等については、関東地方整備局のウェブサイト公開することを原則とする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、検討会の了解を得て非公開とすることができる。

- 2 検討会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員及びアドバイザーの確認を得た後、関東地方整備局のウェブサイト公開するものとする。

## (事務局)

第5条 検討会の事務局は、関東地方整備局河川部水災害対策センター及び荒川下流河川事務所流域治水課に置く。

- 2 事務局は、検討会の運営に関する事務及び、その他の事務を処理する。

## (雑則)

第6条 この規約に定めがない事項は、検討会において定める。

## 附則

この規約は、令和6年11月5日から施行する。

この規約は、一部改正し、令和8年1月29日から施行する。

## ゼロメートル地帯の命を守る防災対策検討会

## 構成員

東京都	総務局	総合防災部	計画調整担当課長 防災対策課長
	建設局	河川部	防災課長
	港湾局	港湾整備部	水防対策担当課長
	下水道局	計画調整部	再構築・浸水対策推進担当課長
墨田区	都市計画部危機管理担当		防災課長
	都市整備部		都市整備課長
江東区	総務部危機管理室		防災計画課長
	土木部		河川公園課長
江戸川区	危機管理部		防災危機管理課長
関東地方整備局	統括防災グループ		防災室長
	企画部		施工企画課長
	河川部	◎河川部長	地域河川調整官 上下水道調整官 水災害対策センター長
	荒川下流河川事務所長		

◎：座長

## アドバイザー（敬称略、五十音順）

大原 美保	東京大学大学院情報学環	総合防災情報研究センター／生産技術研究所	教授
関谷 直也	東京大学大学院情報学環	総合防災情報研究センター	教授
知花 武佳	政策研究大学院大学		教授